

発議第2号

高山市議会会議規則の一部を改正する規則について

高山市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

平成19年3月23日提出

提出者 高山市議会議員 松 葉 晴 彦

賛成者 高山市議会議員 長 田 安 雄  
蒲 建 一  
杉 本 健 三  
伊 鳶 明 博  
小井戸 真 人  
松 本 紀 史  
谷 澤 政 司  
中 田 清 介  
藤 江 久 子  
北 村 征 男  
岩 野 照 和

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い改正しようとする。

高山市議会会議規則の一部を改正する規則

高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議案の提出)</p> <p>第14条 法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、3人以上の者の賛成がなければならない。</p> <p>2 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>(議案の提出)</p> <p>第14条 法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、3人以上の者の賛成がなければならない。</p> <p>2 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p><u>3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。</p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>	<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。</p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p><u>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。</u></p>
<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第136条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託する</p>	<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第136条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託する</p>

ことができる。

2 提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

(所管事務等の調査)

第97条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、法第109条の2第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(資格決定の審査)

第144条 前条の要求については、議会は、第37条第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(懲罰動議の審査)

第155条 懲罰については、議会は、第37条第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

ことができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

(所管事務等の調査)

第97条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(資格決定の審査)

第144条 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(懲罰動議の審査)

第155条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。